

**令和7年度 第2回文京区子ども・子育て会議及び
文京区地域福祉推進協議会子ども・若者部会 要点記録**

日時 令和7年7月9日（水）午後6時32分から午後8時23分まで
場所 区議会第一委員会室（文京シビックセンター24階）

<会議次第>

- 1 開会
- 2 議題
 - (1) 子ども・子育て支援事業計画における人口推計及び
幼児期の教育・保育のニーズ量の再算定結果について【資料第1号】
 - (2) (仮称)若者計画の策定について【資料第2号】
 - (3) (仮称)こどもの権利に関する条例の制定について
 - ア (仮称)こどもの権利に関する条例（素案）について【資料第3号】
 - イ 条例前文作成の進捗状況について【資料第4号】
 - ウ 今後のスケジュールについて【資料第5号】
- 3 報告
 - (1) 令和7年度保育園等入園状況について【資料第6号】
 - (2) 令和7年度育成室入室状況について【資料第7号】
- 4 その他
- 5 閉会

<地域福祉推進協議会子ども部会委員（名簿順）>

出席者

遠藤 利彦 会長、高橋 貴志 副会長、高櫻 綾子 委員、秋山 誉寛 委員、
乾 愛 委員、河合 直子 委員、原田 悠希 委員、大橋 久 委員、
弘世 京子 委員、堀口 法子 委員、佐々木 妙子 委員、佐々木 万紀子 委員、
加藤 光喜 委員、木下 敏宏 委員、瀧田 巖陽 委員、篠塚 宏器 委員、
杉本 謙 様、安藤 尚徳 様、磯崎 奈保子 様、井利 由利 様

欠席者

早川 真 委員、高橋 誉則 委員、秋葉 園江 委員、久保 知子 委員、
石樵 さゆり 部会員、那須 晴吾 部会員、稲村 紘志郎 部会員、
杉山 直之 様

<事務局>

出席者

多田子ども家庭部長、栗山児童相談所長、川崎企画課長、永尾障害福祉課長、
坂田生活福祉課長、鈴木子育て支援課長、富沢子ども施策推進担当課長、
奥田幼児保育課長、大戸子ども家庭支援センター所長、

佐藤児童相談所副所長、新納児童相談援助担当課長、
大塚保健サービスセンター所長、日比谷児童青少年課長、
木内教育センター所長

欠席者

吉田教育推進部長、篠原福祉政策課長、足立子ども施設担当課長、
熱田教育総務課長、宮原学務課長、山岸教育指導課長

<傍聴者>

2名

子育て支援課長：皆様、改めまして、こんばんは。

ただいまから、令和7年度第2回文京区子ども・子育て会議、及び、地域福祉推進協議会子ども・若者部会を開催いたします。私、事務局を務めます文京区子ども家庭部子育て支援課長の鈴木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、配付資料の確認をさせていただきます。

事前配付をさせていただいております。郵送またはメールにて全員に送付をしておりますが、そちらは、本日の次第、それから資料第1号から7号になっております。

資料第1号は第1号と1-1から1-4まで、そのうちの1-3、A3見開きになっていますが、こちらにつきましては、一部表記の変更をいたしましたので、席上配付をさせていただいております。

続いて資料第2号が、第2号と2-1から2-4、資料第2号が第2号と2-1から2-4までとなっております。

それから、資料第3の1からが、こどもの権利に関する条例についての資料で、3-1から、3-1、3-2、それから4-1から4-5。資料5がスケジュール、こちらまでが条例に関する資料となっております。3-1から資料5号までが、条例の資料となっております。

それから資料第6号が、7年度の保育園等の入園状況。第7号が、育成室の入室状況となっております。

それから、こちらは会場のみになっておりますが、席上配付させていただいておりますものが、本日の座席表、それから文京区若者の生活と意識に関する調査報告書全体版です。今年の1月から2月に、若者、文京区にお住まいの19歳から39歳の若者7万人のうち、1万4,000人から回答があった前回は概要版をお渡ししましたが、今回全体版となっております。

それから子育て支援計画の7年度から11年度の冊子。それから子育て支援に関するニーズ調査の報告書、令和5年3月版。こちらは閲覧用となっておりますので、書き込み等をご遠慮いただければと思います。

それから子育てガイド、この小さいガイドですね、こちらが1部。こちら
も閲覧用ですね。こちらも、回収いたします。

最後に、今日は第2回ですが、次回第3回の開催通知を席上に置かせてい
ただいておりますが、不足等がある場合は挙手をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

参考資料といたしまして、委員の名簿が、資料の一番後ろです。両面の名
簿がついていると思います。こちらのほうでご説明をさせていただきますが、
ご覧いただけますでしょうか。参考資料で、本日の第2回の名簿となってお
ります。

まず、委員の変更をご紹介します。11番、私立幼稚園連合会の出席委
員、前回まで田中甲子様でしたが、今回から早川真様となっております。

なお、本日は欠席でございます。

続いて、欠席の委員が14番の高橋様、20番の久保様。

それから、部会員といたしまして、2番の那須様。

それから、子ども・子育て会議条例に基づく出席者といたしまして、2番
の杉山様。

裏面が、役所の職員、幹事名簿となっております。今日、ほかの会議等々
重なっている関係もございまして、欠席が多くなっております。3番の教育
推進部長、それから5番の福祉政策課長、11番の子ども施設担当課長、16番
の教育総務課長、17番の学務課長、18番の教育指導課長が欠席でございます。

オンラインにつきましては、画面に映っている方にご参加をいただいでい
るところでございます。

最後に、皆様に毎度のお願ひではございますが、ご発言する際は、挙手の
上、初めに所属団体名とお名前をおっしゃってから、ご発言いただきますよ
うお願いいたします。

また、会場にお越しの委員でご発言する際は、お手元のマイクがございま
すので、このボタンを押して赤くランプがついたのを確認していただいて、
ご発言をお願いいたします。また、発言が終わりましたら、このスイッチを
切っていただきますようお願いいたします。Zoomの方につきましては、ご発
言する際は、手を挙げた合図をいただきますようお願いいたします。

それでは、これより議事の進行を遠藤会長をお願いいたします。遠藤会長、
よろしくお願いいたします。

遠藤会長：皆さん、こんばんは。毎年、夏の期間が長期化してきているように
思われるわけですが、今日も大変お暑い中、ご参加いただきまして誠にあり
がとうございます。御礼申し上げます。

それでは、本日の審議に入ります。本日の会議は、次第のとおり、議題が
3件と、報告が2件ございます。会議時間につきましては、20時30分閉会を
予定しておりますので、円滑な議事進行に、皆様ご協力をお願いいたします。

では、一つ目の議題、子ども・子育て支援事業計画における人口推計及び
幼児期の教育・保育のニーズ量の再算定結果についてに入ります。

令和6年度に策定いたしました現行の計画では、令和7年度から11年度までの計画期間の人口を推計した後、必要となる子育て支援のニーズを見極め、これに対応する子育て関連事業を計画いたしました。

まず、計画の基礎となります最新の人口推計の確認から始めまして、続けて、幼児期の教育・保育のニーズ量の再算定結果を見ていくことにいたします。

それでは、資料第1号から資料第1-4号までのご説明をお願いしたいと思いますが、こちらの議題は、次第の報告事項(1)の「令和7年度保育園等入園状況について」と、(2)の「令和7年度育成室入室状況について」に関連するため、それらも併せまして、資料第6号と資料第7号の説明を所管の幹事でいらっしゃいます奥田課長と日比谷課長よりいただきたいと思えます。

では、初めに、資料第1号につきまして、鈴木子育て支援課長からご説明をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

子育て支援課長：それでは、資料第1号をご覧ください。

子ども・子育て支援事業計画における人口推計及び幼児期の教育・保育のニーズ量の再算定結果についてでございます。

1番の概要をご覧ください。「子ども・子育て支援事業計画」について、毎年、人口推計等を勘案して、ニーズ量を見直すこととしておりますが、このたび、本年4月時点の人口統計等に基づきまして、人口推計と幼児期の教育・保育のニーズ量の再算定を行いました。

まず、2番の人口推計、(2)の再算定結果でございますが、今回の人口推計では基本的な推計手法を用いて、また出生数の減少も踏まえまして、合計特殊出生率等については、平成27年から令和2年までの5年間の伸び率の平均を用いて推計をいたしました。コロナ前ということで推計をしたところでございます。

続いて、資料の1-1をご覧ください。上のグラフが出生数の推移になっております。文京区の出生数ですが、令和2年までは横ばい傾向でございましたけれども、令和3年で大きく減少をして、そこから令和6年はさらに減少し、1,796人となっております。

下の表が、合計特殊出生率の推移となっております。令和6年は国が1.15、都が0.96となっております。文京区につきましては本年秋頃に算出される予定でございます。

続いて、資料の1-2号をご覧ください。令和7年度の人口推計ということで、この表の太枠で囲んでいるところが、この子育て支援計画、7年度から11年度となっておりますが、この計画期間となっております。令和7年につきましては、昨年までは令和7年も推計だったのですが、令和7年4月1日は実数、実際の数字となっておりますので、そういった数字に基づきまして、令和8年から令和12年までが推計という形になります。

年少人口小計という欄が下から4段目にありますが、そちらをご覧ください

きたいのですが、年少人口小計は令和7年4月1日現在で2万9,573人。ここまでは実数ですけれども、この先につきましては、推計になりますが、100人から200人ずつ増えていく、そういった推計を出させていただきます。

資料第1号にお戻りをいただきまして、3番ですね。幼児期の教育・保育のニーズ量の再算定結果ということで、(1)の概要にもありますが、ニーズ量につきましては、原則として、令和5年に実施をいたしました「文京区子ども・子育て支援に関する実態調査」、ニーズ調査ですね、この結果によりまして、基礎数値を基に算出をしております。

これに2番の、先ほどの「人口推計について」を踏まえて、幼児期の教育・保育のニーズ量を再算定いたしました。その表が、また行ったり来たりで大変恐縮ですが、1-3、今回の席上配付させていただいているA3横長の表をご覧ください。こちらの表は、未就学児が主に通う保育園ですとか幼稚園、認定こども園が、実際足りているのか、こういったものを確認する表となっております。数字が多くて大変見づらいなのですが、左端に①とあります。この①が、令和6年度に計画をつくったときのニーズ量となっております。②が、先ほど、出生率とか合計特殊出生率、いろいろご説明しましたが、それに基づいて再算定をしたニーズ量となっております。

①、②の下が、②-①とありますが、その欄を見ていただきますと、令和7年度から令和11年度まで、全部マイナスの値となっており、どの年度も、計画をつくったときよりも再算定したニーズ量のほうが減っております。ニーズ量が減っております。その下の③認定こども園ですとか、いろいろ保育園と書いてありますが、これが各施設の実際の確保の数となっております、さらに、その下の④と⑤が、その確保した数からそれぞれのニーズ量を引いた数になりますが、どの年度も、このたびの再算定のほうが、余剰がある、実際つくった数のほうが多い、そういった結果となりましたので、今回採算ニーズ量を再算定したわけですが、再算定したことによる計画の修正は必要ないものと事務局は考えております。例えば再算定をして、ニーズ量が極端に増えた場合は、確保策の見直しとか、いろいろ計画を見直さなくちゃいけないということになるのですが、ニーズ量が全体的に減っておりますので、計画の見直しは必要ないというふうに考えているところでございます。

続きまして、資料1-4をご覧ください。こちらが、地域子ども・子育て支援事業、そのうちの放課後児童健全育成事業、文京区で児童館、育成室、それからアクティの量の見込みと確保方策の実施時期となっております。

これが学童クラブ、いわゆる育成室ですとかアクティが足りているかを確認する表となっております。上の段が、小学校低学年とありますが、育成室になります。ここも、1年生、2年生、3年生とあるのですが、計のところに①と②があります。①というのが、計画、ちょうど1年前に計画をつくったときの計画策定時の数字、7から11年度。それから、②が今回再算定したときの数字となっておりますが、このニーズ量、両者を比較いたしますと、どの年度も、計画をつくったときよりも、今回再算定したニーズ量が減って

おります。

その下に確保方策、育成室の整備、③とありますが、これが文京区の育成室の定員、7年度でいうと、今58、育成室がありますが、58の定員です。その先は大体見込みが立っておりますので、その定員となっておりますけれども、そこを比較して、4がその確保方策の定員から計画をつくったときの差引きの数字、それから⑤が店員から今回再算定した数字となっております。

この④と⑤を比較いたしましても、どの年度も、このたびの再算定時のほうが、余剰があるという結果となっております。

また、下の表が、小学校高学年とある下の表が、放課後全児童向け事業、いわゆるアクティになりますけれども、こちらは合計の①と②を比較して、再算定のほうが若干多くなる年度もあるのですが、大きくさほど変わらないという結果でありますので、先ほどの保育園、幼稚園と一緒に、上の表の育成室、それから下の表のアクティとも計画の修正は必要ないものと考えております。

私からの説明は以上となりますが、引き続き、報告事項の資料第6号と7号については、所管の課長よりご報告をいたします。

幼児保育課長：続きまして、資料第6号をご覧ください。毎年、7月のこの会議でご報告しております4月時点の保育園の入園状況について、説明いたします。

まず1ページ目、資料第6号の1ページ目をご覧ください。まず項目1番、待機児童の状況でございますけれども、今年の4月は入所保留者、いわゆる入園の申込みをしたものの、希望する認可保育所に入園できなかった児童の数が247人。そのうち、入園、既にもう保育所等で保育されている児童で、転園希望だけでも転園できなかった方など、国の基準で待機児童数から除く児童の数は243人だったため、結果的に、国の基準上、待機児童数は4人となりました。

4人の内訳といたしましては、0歳児クラス2名、1歳児クラスの2名でございますけれども、4月1日時点の0歳児クラスは、文京区全域で見るとトータルで251人の空きが生じておまして、1歳児クラスも同様に、106人の空きがあるような状況でございます。空き状況は、後ほど別途お示しさせていただきます。

現在、10園まで申込みできるので、希望園を多く記載していただければ、どこかの園に入園は可能な状況でございますけれども、それぞれ入園希望先を2園だったり3園など、ある程度、希望園を絞ってお申込みされているので、国の基準上では待機児童の扱いにはなってしまうというところがございます。なので、実態としては、以前のような、周辺に、保育園に全く空きがなくて本当にどこにも入れないような待機児童という概念とは、やや異なる状況というふうに考えられます。

続きまして、項番の2、申込み状況でございますけれども、7年度の申込み数は合計で1,596人、昨年度との比較では全体で84人の減となっております。

特に、新規入園の多い0歳児クラスは53人の減、1歳児クラスは66人の減でありまして、令和3年以降の出生数がやや減少傾向にあるため、その影響が表れているような状況でございます。

続きまして、2ページ目から4ページ目までが、こちらが三つのページで一つの表となっております。それぞれの保育園やクラスごとの定員数、あと在籍園児数、それを差し引いた数を欠員として表示しておりまして、先ほどご説明した申込み状況の園ごとの内訳となっております。

個々の説明は省略いたしますけれども、全体的な傾向といたしましては、最近では小石川、本郷、千駄木エリアが、やや定員が逼迫しておりましたけれども、2ページ目のちょうど真ん中ほどにございます認定こども園元町幼稚園につきましては、こちらの園は、この4月に湯島幼稚園が移転して、認定こども園化したものでございますが、保育所部分が新設されたことから、本郷エリアの逼迫感は多少軽減されているところでございます。

4ページ目をお開きいただきまして、4ページ目の下から3行目の合計欄をご覧くださいますと、文京区全体の各クラスの空き状況が示されております。4月1日時点で、0歳児は約250人の空き、1歳児、2歳児クラスはそれぞれ約100人の空き、3歳から5歳児クラスはそれぞれ約300人の空きが生じているような状況でございます。

なお、こちらの定員に対して、在籍児童数、埋まっている率は、この資料ではパーセンテージとしては示しておりませんが、在園児数を定員で割り返しますと、区立保育園は85.6%の充足率、私立保育園は80.1%の充足率、埋まり具合となっております。やや区立保育園の充足率が高くなっておりますけれども、認定こども園元町幼稚園が新設されたことも影響いたしまして、定員の充足率は、昨年同期と比較して5ポイントほど減少しているような状況でございます。

5ページ目は、③で定員数の推移などを表しておりますけれども、私立認可保育所の開設は5年度以降ございませんけれども、認定こども園元町幼稚園の保育所部分が開設されたなどの影響により、今年度は増となっております。

今後も幾つかの区立幼稚園に認定こども園化が控えておりますので、定員や空き状況については注視してまいります。

説明は以上でございます。

児童青少年課長：児童青少年課長の日比谷と申します。

引き続きまして、資料第7号、令和7年度育成室の入室状況についてご説明をいたします。

1番の表になります。こちらは、令和3年から7年まで、5年間の定員等の推移になります。今年度の待機児童数につきましては、定員数を123人増やしたものの、前年から19人減の74名という形になりました。

2番の表にお移りください。こちらが育成室別の入室状況になります。表の左から58か所の育成室名、定員、在籍者数、これは入室できた児童数のこ

とを指します。続いて、継続者数、こちらは昨年度の1、2年生が、2、3年生になって利用継続している児童数になります。その次が、新規の申請者数、主に1年生になります。

待機児童数は、表中のB継続者数とC新規申請者数を足した人数からAの在籍者数を引いた人数となっております。令和6年度については、育成室を新たに4か所増設し待機児童数は減少したものの、依然として高止まりという数字になってしまいました。引き続き、新規育成室の整備を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上です。

遠藤会長：ただいま、子ども・子育て支援事業計画における人口推計と幼児期の教育・保育のニーズ量の再算定結果、及び令和7年度保育園等の入園状況、並びに育成室の入室状況について、ご説明いただきました。

文京区の出生数については、令和3年以降、2,000人未満へと減少いたしまして、1,800人台を前後しております。全体的な人口については増加の傾向という予測ではありますが、計画を策定した令和6年度の予測と比べますと、想定よりは、やや抑えられる傾向となっているかと思えます。

これまでのことで、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

河合委員：公募区民の河合でございます。私から3点お伺いしたいことがあります。

まず一つ目は、ニーズ量の算定、何度も説明をお伺いして、全然分かっていなくて申し訳ないのですが、出生数がポイントで、流入数とか、そういったところの傾向もパラメータに入っているのでしょうか。引越してくる人は組み入れていますかというのが1点と、あと、1-4の資料、下のほうにある小学校高学年の確保方策云々のところの数字が算出されていないのですが、これは毎年こうでしたっけという点ですね。ニーズ量を算出する意味があるのかどうかがよく分からずになってしまっている気がしました。

それで、三つ目は、これも、何度もこの会議で、ほかの委員の方の話を伺っていますが、幼稚園の定員数がどんどん、実際にニーズとして減っている中で、一部の閉園も含め、質の向上も考えてはどうですかといったような話が出ていたかと思いますが、その辺りのこれからの取組についてのお考えをお知らせいただければと思います。

以上3点です。お願いします。

遠藤会長：よろしくお願いいたします。

子育て支援課長：子育て支援課長の鈴木です。

最初の一つ目と二つ目のほうを回答させていただきます。

まず、ご質問ありがとうございます。

まず一つ目につきましては、ニーズ量の再算定ということで、出生率、それから今、河合委員からご指摘がありました流入、転入ですね、こういったものも、変化率という形で、そこも当然組み込んで計算をさせていただいております。

それから、資料1-4の下の表、大変分かりづらい表ではあるのですが、上のほうの育成室のほうについては、定員がそれぞれありますのでしっかり数字が出せるのですが、下のほうの放課後全児童向け事業につきましては、これは区立小学校20校に、特に定員が設けられておりませんので、かつ、20校以上増える見込みがないものですから、もしこれが、人数が増えても、各校で日数を増やしたり内容を充実したりすることで、確保の方策のニーズを満たしていこうというようなところでございます。毎年こういった数字で出させていただいているところでございます。

遠藤会長：よろしいでしょうか。

河合委員：はい、ありがとうございます。

幼児保育課長：もう一つ、三つ目が。

遠藤会長：もう一度、すみません、ごめんなさい。

幼児保育課長：幼稚園の部分ですけど、区立幼稚園の部分でよろしいでしょうか。

本日、学務課長などが不在なので、私のほうが代わりにお答えさせていただくのですが、区立幼稚園では、例えば一部の閉園だったり質の向上をどうされるのかというところでございますけれども、区立幼稚園でも、一部の園では例えば申込みが、11月の時期の申込みが10人未満だと、3歳児クラスであったり4歳児クラスの編成を行わないといった決まりが今も続いておりますけれども、令和7年度入園につきましては、それは、10人以上は上回っていたので、特にそういった、いきなり編成しませんよといったことは、今のところはないかなというところでございますけれども、その辺りは、引き続きそういったルールに基づいて、やっていこうというところでございます。

質の向上につきましては、例えば明化幼稚園であったり後楽幼稚園、あと柳町こどもの森、この辺りが9年度、10年度にかけて、認定こども園化していくというところなんです。また、その他の園につきましても一部、認定こども園化を図って、質の向上等を進めていくというような方針であるというふうに考えているところでございます。

遠藤会長：よろしいでしょうか。

河合委員：ありがとうございます。資料1-4の確保方策の事業の充実につきましては、何らかの形で状況を測定していただくほうがよろしいかなというふうに思いました。

以上です。

遠藤会長：ありがとうございました。19時を過ぎておりまして、本日、議題が非常に多くございますので、オンラインのほうで高櫻先生から手を挙げていただいておりますので、よろしくお願いたします。

高櫻委員：青山学院大学の高櫻です。オンラインから失礼いたします。

資料の1-3号で、ニーズ量について、それから資料の第6号において、各園、各年齢の定員と実際の入園状況について、お示しとご説明をいただき

ました件について、お願いがあり発言させていただきます。

これらの表を見ますと、特に区立保育園の定員について、適正な規模に見直しを図ることが必要ではないかと思っております。これまで文京区内では、待機児童対策として量の拡充を図ってこられました。本日のご説明と資料を見ますと、現状では、ほぼ解消されてきたというように判断することができると思っています。そうなりますと、今後はさらなる質の向上と維持を中心に考えていくことが大事ではないかと思っております。

このときに、保育の質を何と捉えるかといえば、やはり保育者の専門性だと思っております。保育者の専門性の観点から保育の質を捉える立場の研究においては、クラスサイズが、日々の保育の中で、子どもが経験する内容、またその経験を通しての子どもの発達に大きく影響を与えて、保育の質にとって重要であるとされています。特に保育所では、大人との信頼関係の構築が重要となる発達段階のお子さん、同年齢他者との集団での関わりを通して、集団の中で育っていくことが重要となる発達段階のお子さんという、幅広い発達段階に応じた保育が必要になってまいります。

また、どの園でも、近年では多様な背景を持つお子さんへのきめ細やかな対応も求められてきているかと思っております。そのため、これまでのような、保育室の広さに応じて定員を考えると、最低基準の観点からではなく、今後は保育実践という、保育の内容という観点から、特に区立保育園を中心に、多過ぎない、少な過ぎないという適切な規模に定員の見直しを図っていただくことがいいのではないかと思っております。

これが、区立の保育園だけではなく、文京区全体の保育の質の保障につながる一步になるのではないかと思っておりますので、ご検討いただけたらと願っております。

どうぞよろしくお願いたします。

遠藤会長：ありがとうございます。何かこのクラスサイズの問題につきまして、もしございましたら。

はい、よろしくお願いたします。

幼児保育課長：幼児保育課長からお答えさせていただきます。

先ほどの資料第6号でいうと、2ページ目から4ページ目が、保育園の園ごとの空き状況であったり定員であるのですけれども、そのうち2ページ目の上のほうが区立園となっております。

例えば、その区立保育園では、面積の関係ももちろんございますけれども、3歳児から5歳児クラスは定員がおおむね24人から30人となっているところです。私立保育園だと、その下の部分から私立保育園が並びますけれども、平均して3歳から5歳児クラス、あと14人から15人程度であるのと比較すると、やはり区立園の定員は多めの設定となっているところでございます。これは、待機児童対策というところもあって、このような定員に今はなっているところでございます。

高櫻先生から今ご指摘いただいたように、やはり最近では、区立保育園で

も保育に配慮が必要な児童であったり、外国にルーツを持つ児童であったり、日常的に医療的なケアが必要な児童の入園が増えてきておりまして、区立保育園の現状の定員では、一人一人に、丁寧に目が行き届かないであったり、手をかけてあげられないといった声が、一部の保育士からは意見として挙がっているところがございます。

そのため、先ほど高櫻先生ご指摘の保育の質をさらに高めるために、より適正な規模の定員への見直しというのは、こちら事務方としても検討すべき時期に来ているのではないかなというふうには考えているところがございます。

遠藤会長：ありがとうございます。国レベルでも、クラスサイズ、集団サイズ及び定員ということに関しては、様々な議論と検討がなされているかと思えますので、ぜひこちらのほうを前向きに進めていただければというふうに願うものがございます。

恐らく、まだまだ、もしかしたらご質問等がおありかもしれませんが、時間の関係で次に進めさせていただきたいと思います。数値のほうをじっくりまた見ていただきまして、何か疑問に思われるようなところがありましたら、メール等でお尋ねいただければと思います。

それでは、二つ目の議題の（仮称）若者計画の策定についてに移ってまいりたいと思います。資料第2号をお手元にご準備ください。資料は第2号から第2-4号までです。

今回の会議では、（仮称）若者計画の考え方や現状を中心に、区の検討案について議論してまいりたいと思います。

（仮称）若者計画の策定について、鈴木子育て支援課長よりご説明をお願いいたします。

子育て支援課長：それでは、資料第2号に基づきましてご説明いたします。ボリュームがありますので、10分ほどご説明の時間を頂戴いたします。よろしく願いいたします。

まず、前回の会議では、この計画の概要ですとか位置づけ、それから若者の調査の概要版、こういったところをご説明したところがございますけれども、本日は、実際の計画の内容に当たるこの2号の太枠の中の1章から4章までをご審議いただきたいと思います。

この次ページは後ほどご説明いたしますので、まず資料第2-1号をご覧ください。第1章が計画策定の考え方でございます。構成が、1番の計画の目的、次、おめくりいただきまして、2番、計画の性格・構成、それからその隣が、3番が計画の期間、4番が計画の進行管理の構成となっております。

2ページ目の図をご覧くださいなのですが、前回も説明をしておりますけれども、本区の福祉保健を推進するための総合計画であります地域福祉保健計画に、子育て支援計画を含む五つの計画がぶら下がっております。このたびの若者計画は、この子育て支援計画に内包される形で作成をいたします。

また、3ページですが、計画の期間につきましては、子育て支援計画の終

期と合わせまして、令和11年度といたしまして、12年度以降は一体とした計画策定を検討してまいります。

続いて、資料の第2-2号をご覧ください。こちらが第2章ということで、計画の基本理念と目標になります。この基本理念と目標は、文京区地域福祉保健計画と子育て支援計画からそのまま引用しておりまして、改変が難しい部分になっておりますので、そのまま掲載をさせていただいております。説明のほうは割愛をさせていただきます。

続いて、資料の2-3をご覧ください。最初の3枚は目次、それから第3章の見方となっておりますので、こちらも説明は割愛いたします。実際の計画の3章は2ページ目からとなっておりますので、2ページをご覧ください。

第3章、若者の現状ということで、2ページ目が、国や都、文京区の統計資料、それから、今年1月から2月に実施をいたしました、お手元にも配付をしております若者の生活と意識に関する1万4,000人からの調査結果になっております。その結果等、全て載せるのは難しいので、その中から事務局のほうで幾つか抜粋をして、今回、案としてお示しするものでございます。

主な項目における特徴をご紹介します。まず1番の人口等の推移・推計ということで、2ページ目をお開きいただいているかと思いますが、令和7年4月時点の若者世代（19歳～39歳）は、7万783人で、総人口の3割。上のほうにも文章が書いてありますが、3割となっております。20歳～34歳は緩やかに増加をしておりますが、35歳～39歳は減少傾向でございます。

少し飛んで、4ページ目をご覧ください。こちらがイということで、世帯類型の推移となっております。世帯人員が1人の単独世帯は、平成12年から令和2年、国勢調査から引っ張ってきていますので、最新が令和2年なのですが、平成12年といっても今から25年以上前になりますけれども、その時点で約4万1,000世帯、単独世帯ですね、4万1,000世帯から、令和2年には7万7,000世帯を超え、倍近くに増えております。また、核家族世帯も、平成12年の約3万9,000世帯から、令和2年には5万2,000世帯を超え、増加を続けております。

続いて、6ページ目をご覧ください。2番の若者の生活基盤を取り巻く状況というカテゴリーの中で、議題の一つ目でもご説明した合計特殊出生率及び出生数の推移になります。

8ページ目をご覧ください。こちらが、未婚率や婚姻数の推移を掲載しております。上のグラフが男女別の未婚率、下のグラフが婚姻数の推移となっております。未婚率につきましては、平成12年と比較をして全体の未婚率は減少し、婚姻数は増減を繰り返しております。

10ページ目をご覧ください。前回の会議でもご説明をいたしました若者調査の結果から幾つか抜粋をしておりますが、ここでは生活基盤に関する回答を中心に掲載をしております。

隣の11ページ目は、こちらも前回の会議でご説明いたしましたが、国や自治体に求める結婚支援、パートナーシップに関する支援になりまして、下の

表がその内容ですが、住まいや暮らしへの支援が最も高く、5割を超えています。

続いて、12ページ目と隣の13ページ目は、子どもの人数、それから理想の人数を、年齢別、世帯収入別に集計しております。

13ページの表をご覧くださいなのですが、理想の子どもの人数が0人と答えた方は、年収が上がるにつれて、その割合が減少していく傾向がございます。年収が上がるにつれて、割合が減少していく傾向がございます。

続いて、14ページ目以降が、3番といたしまして、困難を抱える若者を取り巻く状況を説明したページとなっております。自殺者数ですとか無業状態の割合等を掲載しております。

15ページ目から19ページ目までは、若者調査の結果から幾つか抜粋をして掲載しております。

少し飛んで、20ページ目をご覧ください。四つ目のカテゴリーといたしまして、若者の自己実現を取り巻く状況ということで、こちらも若者調査の結果から幾つか抜粋をして掲載しております。

少し飛んで、23ページ目をおめぐりください。エの、地域への愛着の有無、それから愛着を感じているところという質問で、感じているが83.5%でありまして、その理由は下にありますけれども、治安がよく、安全で安心して生活できるところが最も高く、85.7%、複数回答ありですけれども85.7%で、次いで、交通の便がよく、移動が快適。それから、住んでいる人のマナーがよい、こういった理由が続いております。

ここまでの、この現状を、国や区の動向ですとか、この前の調査結果に基づいたものを現状として計画の中に落とし込んで、続いて、資料の第2-4号をご覧くださいと思います。

こちらが、ある意味、この若者計画の骨子の部分となります。基本的な視点、それから主要項目とその方向性になります。

まず、2の(1)の基本的な視点でございますけれども、こちらにつきましては、子育て支援計画で記載している視点を参考としております。ほぼ視点については変えておりません。2の(2)が、この若者計画の主要項目を3点、その項目にぶら下がる形の方向性については、各2点ずつ掲載しております。

主要項目の一つ目が、社会的自立への援助ということで、ここは先ほどの状況でも説明をいたしました、困難を抱える若者の支援をメインとした項目で、その方向性としては、記載のとおり、社会的孤立の予防と心理的支援、経済的自立の支援としております。

二つ目が、充実したライフデザインの支援ということで、全ての若者の生活の向上、こういったことをメインとした項目で、方向性としては、ここに記載のとおり、理想のライフプランとワークライフバランスの実現、それから、健康とスポーツによる生活の質の向上といたしました。

三つ目の、主要項目最後が、自己実現の機会づくりということで、自身を

さらに高める、より成長する、こういったイメージの項目で、方向性としては、学び直しとキャリア設計、社会参画と居場所づくりとしております。

こちらの作成に当たりましては、先ほどの区や国の動向ですとか、今回の若者調査ですとか、前回のこの会議での意見等を踏まえて、今後の課題として考えられるキーワード、グルーピングをして、事務局でこういった形で整理をしたものになります。今回のこの主要項目ですとか方向性だけだと分かりづらいのですが、作業がここまでしか進んでおらず、次回、この主要項目、それから方向性を説明した文章、それから、こういった事業が区の中にあるのか、そういったものを次回以降の会議でお示しをしたいと思っております。

最後に、資料第2号、裏は後ほどご説明しますと言った2号の裏のページをご覧ください。

3番として、若者調査ですとか、この会議ですとか、そういったところだけではなく、この会議でも当事者から意見を聞いたほうがいいという意見もあったかと思っておりますが、若者当事者、それから学識経験者に意見聴取を行いました。

3の(1)といたしまして、若者からの意見聴取ということで、前日もチラシをお見せいたしました、オンラインによるミーティングを、6月、2回実施をいたしました。合計12名の方からご参加をいただきまして、主な意見といたしましては、地価の上昇による永住への不安ですとか地域コミュニティの活性化等、こういったことに関するご意見をいただいたところです。

(2)学識経験者からも意見を聴取、これも6月に2回実施をいたしました。こちらに書かれているお二人の先生は、お二人とも、居場所に関する取組も行っていらっしゃる先生で、若者の居場所ですとか地域コミュニティへのアプローチ方法のほか、先ほど説明した骨子ですね、主要項目、それからその方向性に関するご意見等もいただいたところでございます。

最後に4番、その下、今後の策定スケジュールをお示ししております。今後、8月から11月にかけて、この子ども・子育て会議ですとか議会等で、中間のまとめ、この若者計画の中間のまとめを作成いたしまして、12月にそのまとめをパブリックコメント、それから区民説明会、こういったもので区民全体に説明をしております。

そして、年明け1月の子ども・子育て会議で計画の最終案をお示しいたしまして、3月に策定するスケジュールとしております。長くなりましたが、説明は以上です。

遠藤会長：ただいま、子育て支援課長より、(仮称)若者計画の策定について、ご説明いただきました。

今回は、主要項目及びその方向性についてということで、具体的なことについては次回以降となるのかと思っておりますが、初めに、本日ご出席いただいております青少年健康センター茗荷谷クラブの井利様から、(仮称)若者計画の考え方や現状等についてご意見をいただきまして、その後、会場にいらっしゃる委員の皆様、そしてオンラインご出席の委員の皆様の順でご発言をお願い

いたします。

それでは、井利様、よろしくお願いいたします。

井利様：ありがとうございます。公益社団法人青少年健康センター茗荷谷クラブの井利と申します。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、現場でずっと困難を抱えている若者たちと接しているという、そういった現場の立場からお話しさせていただくことになるかと思えます。困難を抱えている若者がたくさんいるのですけれども、困難を抱えている若者が住みやすい地域、生きやすい社会は、誰にとっても生きやすいというふうに考えております。ですから、彼らは今、なぜ生きにくいかというところで、現代の社会とか地域に対して警鐘を鳴らしているというふうな考え方でずっと接しておりますし、そういった意味では、困難を抱えている彼らの声をぜひ聞いてほしいというふうに思っています。

地域共生という社会の中で、若者なのだからとか、もう大人なのだからとかといった自己責任であるという考え方をまずは改めて、共生して、どういうふうに生きていくかということを考えるべきというふうに、彼らに接していて強く思います。

今回は、五、六分ほどお時間ということでしたので、茗荷谷クラブはどういう活動をしているのかというところを少しご紹介させていただきます。

茗荷谷クラブ、青少年健康センターですけれども、1988年の1月に開設しております。当時は、ひきこもりという言葉はなくて、家や社会に行く場所がない、行き場を失った若者たちが、地域の根強い偏見の中で、ひっそりとどこにあるか分からないような場所に通ってきたという時代がありました。1988年です。1998年、10年後に、斎藤環、うちの会長なのですけれども、社会的ひきこもりという著書を出しました。ここから、ひきこもりという言葉が非常に世間に知れ渡った、当時、佐賀のバスジャック事件とか、覚えていらっしゃると思いますが、新潟の少女監禁事件といったものがあって、そういったことから、ひきこもりの人に対する偏見とか犯罪予備軍みたいな風潮がかなり出てきて、斎藤環がそうではないと、ひきこもりの人というのはそういう人たちじゃないんだということを、広くメディアでかなり発信していた時代があったかと思えます。

2010年に若者育成支援推進法が施行されて、2014年です。文京区ひきこもり支援事業「STEP」、こちらのほうの文京区と一緒にやらせていただくことになりました。かなり、いろいろな区の先駆的な早い対応だったかなというふうに思っています。当時は、児童青少年課が所管課でありまして、若者といっても、29歳までの若者を対象としておりました。

同時に、世田谷区では大きな箱をつくりまして、メルクマールせたがや、私はこちらの初代の施設長をやらせていただきました。その後、台東区とか千代田区とか、いろいろな区の委託を受けながら、ここまできているという状況になっています。

2020年に、文京区ひきこもり等自立支援事業というところで、所管課を見

童青少年課から生活福祉課へ移しました。というのは、これまでの29歳では対応し切れない、39歳でも対応し切れないという状態なのですけれども、そういったところで所管課が生活福祉課になり、15歳から全年齢ですね、上は上限なしです。その年齢を対象とするということで、やってきております。それが、私たちの文京区で行っているひきこもり支援の事業、「STEP」という事業になっております。

文京区版ひきこもり支援ということ、かなりその当時に考えまして、ひきこもりって何だろうという議論から始まっているわけなのですけれども、文京区版として私たちが考えたのが、かなりひきこもりになる可能性がある方、その近縁にいる方を全て対象にするという、文京区版というものを掲げて、それを踏襲しながら頑張ってきてきました。

ですので、所属先がある、例えば学校に行っている、大学に行っている、だけれどもひきこもりの方はいらっしゃいます。それから、65歳以上もおりますし、あと、疾病・障害のある方、そのためにひきこもっている方。それから、一応、厚労省の期限では、6か月以上ひきこもっている方をひきこもりというふうに言うのですけれども、6か月以内であっても、そういうおそれがあるという方。それから、ひきこもりを脱した後も、やはり、社会的自立が困難であったりとか人間関係が困難であるたくさんの若者たちというところになります。

そういった中でずっとやってきまして、今現在の、茗荷谷クラブでの現在の支援の様子をちょっとだけお話ししたいと思います。現在、280世帯を対応としております茗荷谷クラブでは、280世帯を対応として、文京区はその40%ぐらいの110世帯を対応としております。総人口、15歳から39歳が7万783名としますと、内閣府の推計ですと1.57%というところで、約千百何人という形のひきこもりの方がいるという推計数になっております。

それで、110世帯が、今現在、稼働している私たちが、いつも毎回毎回稼働しているという方で、そのうちの40世帯が居場所に通っております。40世帯のうち、15、16世帯が社会参加に通っております。社会参加では、中間的就労ということをやっております、清掃とかボランティア、アルバイト、IT企業のインターンなどを経て、就労支援ですね、移行事業所とか、あと若者サポートステーションといったところ、それから、障害者就労かどうかといったことを迷いながら、彼らに寄り添いながら、障害者就労なのか、一般でできるのかといったところを、中間的就労を通して迷いながら、そういった支援をやっているということになっております。

これは、全般的に言えていることなのですけれども、ひきこもりの方は3割が精神疾患、あるいはその疑いがある方です。そして、3割が発達障害、あるいはその疑いがある方、4割がいじめとかDVとか、家族関係とかパワハラ等で傷つきを持ってきた方たちというふうに、大体これは東京都の推計と、それから文京区でも、ほぼ同じような結果が出ております。

ですので、茗荷谷クラブ、医療機関に通っている方が、統合失調症とかそ

ういうのではなくても、いろんな精神疾患がありますので、約8割は医療機関に通っている方です。

どういう方たちなのかということなのですが、とっても真面目で、外に気を遣って生きてきた方々です。百人百様なので、いろんな方がいらっしゃるのですが、大まかに言って、そういう方が非常に多いです。ある日、ぷつんと糸が切れたように外へ出られなくなりました。周りに合わせなければ、期待に応えなければと、ずっと生きてきて、そしてある日突然、あれ、自分がない。自分って何だったんだろうということを気づいて、とても周りが怖くなり、社会が怖くなり、外へ出れなくなっています。生きること自体、存在していること自体が怖いのです。自分のことがよく分かりませんというふうにおっしゃる方が多くて、その中で、居場所などを通じて、いろんな活動を通じながら自分を取り戻していくという長い長い道のりが、彼らと共に歩んできたかなと思います。

もう一つの特徴としては、家族相談が9割以上です。ほとんど家族相談から始まります。というのは、ひきこもりの方というのは、なかなか出てこれないのです。相談にもつながりにくいので、まずご家族の方がいらっしゃいます。家族相談を通して、そのうちの約半数が、本人が相談に来たりとか、居場所に来たりとか、つながってくるというケースが多いかと思っています。

もう一つは、60%が不登校経験のある方です。不登校で、そのままずっとひきこもっている方もいらっしゃいますが、不登校を脱して何とか進学先が決まった、高校に行った、大学に行った。でも結局は、自分は人間関係がつかれずに、ひきこもりなのです。そして、就職のときにつまずくといった方が非常に多いかなと思います。

それで、私たちが見ているのは、大体20歳から40代以上の方たちというのが今、居場所に来ていたりとか、あと、相談も請け負っている方たちなのですが、非常にこの若者支援ということを考えた場合、問題になるのはやはり10代から20代の方たちかなというふうに考えています。

非常に今、自殺一つにとっても、高校生女子の上がり方は尋常でない数が出ていますねというのと、それから、高校生の方の、特に女の子なのですが、市販薬のOD、オーバードーズです。パブロン、メジコン、コンタック、リストカット、そういった問題を非常に抱えているという現実があるのですが、なかなか相談には来ないし、それから私たちの目にもなかなか触れてこないという。でも、実際には非常に多くて、リストカットは10人に1人というふうにあります。

ですので、そういった方たちが、親にも言えない、先生にも言えない、周りの大人にも言えない、じゃあどこへ行けばいいんだろうという形での孤立の問題というのは、非常に大きいかというふうに思います。

先ほどの鈴木課長のお話でもありました自己肯定感、孤独を感じる人が約30%、非常に孤独、孤立という問題が彼らを追い詰めているのではないかなというふうに思います。

今現在、ひきこもり支援なのですけれども、文京区で行っているのは、重層的支援体制整備事業の中に入ってきております。効果的な情報発信、それからアウトリーチですね、ひきこもりの方にアウトリーチ、訪ねて行って、一緒にお話をしたりとか、支援をするアウトリーチができる区民の方の育成、あるいはそういった方たちを活用するという動きをして、取りあえず区民の方たちに分かってもらいたいということが、非常に力を入れているところになります。

それから、支援の連携強化ということで、多機関・多職種の方との連携が非常に、先ほど言いましたように、医療機関にかかっている方、それから困窮の方、それから、非常に母子家庭も多いです。社会的に生活困窮の方も非常に多いので、そういったところとどうやって各機関と連携していくかということは、大きな問題になっております。

それから、先ほど言いました60%の方が不登校の経験があって、そのまま支援を受けられずに来てしまったということを考えまして、子育て・教育との連携、これは10代にとっては非常に重要なことというふうに思っています。

それから、家族相談が多いということなので、世帯全体の支援、家族の支援、そして、彼らが生き生きと自分を取り戻すための居場所だったり、そういったことが非常に大事になってくるかなというふうに思います。

これらは、私が30年以上現場で彼らに接しながらやってきました。今度、君たちの声を聞きたいと子育て支援課の方が言っているよというふうに言いましたら、じゃあ話しますよという方が、やはり四、五人出てくださって、文京区の方に限ったのですけれども、出てきてくださっているのです、そういった彼らの声をぜひ聞き取っていただければなというふうに思います。

すみません、長くなりました。私からのお話は以上になります。ありがとうございました。

遠藤会長：詳細にご説明いただきまして、どうもありがとうございました。

続きまして、会場にいらっしゃる皆様、そしてオンライン参加の委員の皆様のご発言をお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

じゃあ、よろしく願いいたします。

秋山委員：区民委員の秋山です。よろしく申し上げます。

大きく2点あります。一つは計画策定のところと、最後、今後というところで、大きく、私の理解として合っているかという確認です。大きく、ちょっと極端な言い方をしますと、ひきこもりとかニートを減らしていこうという課題と、割合的には少ない、そういった方は少ないと思いますけれども、多くの方が多分この第1章の一番最後の2行ですかね、全ての若者が身体的・精神的・社会的に良好な状態をといるところが、多分、足したいことなのかなと理解をしまして、そういう意味で、方向性としては、ひきこもりの方は社会的孤立の予防と心理的支援というところで、ほかの方々、多くの若者が、経済的から五つですかね、そういうところに当たるのかなと理解をしましたがけれども、そういった認識でよいかというところが、ちょっと1点目

の確認です。

二つ目は、今、井利様のお話を伺って感じたところですが、もちろん、今、既に19歳から39歳になっている方の対処というところもあると思うのですが、お話を聞くと、もともとの、この子育て会議という観点からすると、15歳とかもっと若いときから手を打つことで、19歳以降、こういったニートとか、そういったところになる可能性が下がるんじゃないかなと思いました。例えば、DVを受けている方が4割いらっしゃるとか、高校生でもオーバードーズされているとかいう話もあった中で、そういったところをいかに、19歳になる前までに手を打つことで、より若者という観点での豊かになるということもあったので、そういった対策に対するお考えがあるのか、もしなければそういうところも考慮いただきたいなという、大きく2点のご質問と意見です。

よろしく願いいたします。

子育て支援課長：ご質問ありがとうございます。子育て支援課長の鈴木です。

まず一つ目ですね、秋山委員のおっしゃるとおり、資料の2-4号にありますけれども、1番の主要項目の、社会的自立の援助というのが、いわゆる、井利先生からもお話がありましたが、困難を抱える若者の支援で、2番の充実したライフデザインは、全ての若者の生活の向上、こういったイメージですね。ちなみに、3番の自己実現の機会づくりは、自身をさらに高める、そういったカテゴリーをさせていただいているところでございます。

2点目のご質問ですが、冒頭でもご説明しました、今回は若者に特化した計画というのがございませんでして、若者計画ということで、19歳から39歳、それから、子育て支援計画というのが幅広く対象としておりますので、今、19歳から39歳の部分が弱いということで今回この計画策定をしておりますが、その後、それぞれ計画の終期が、令和11年で終わりますので、その後は一体とした計画として、全世代対応できるような計画としていきたいというふうに考えております。

秋山委員：分かりました。ありがとうございます。いろんな、そういったヒアリングする機会があると思うので、ぜひいろんなところに生かしていただければと思います。ありがとうございます。

遠藤会長：はい、ありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。

じゃあ、よろしく願いします。

河合委員：公募区民の河合でございませう。指摘などが2点です。

まず一つ目が、定義なのですが、何かダイバーシティの注釈のところインクルージョンと書いてあったのですが、インクルージョンの定義もあるので、資料の2-2の1ページ目の下のダイバーシティの括弧の中にdiversity&inclusionとあり、その1個前もインクルージョンなので、このインクルージョンはかぶってないかなというものが1点気になりました。

もう一点は、資料の2-4なのですが、(1)の一番最後の行政手続のデジタル化とDXの推進というのが、この若者計画の全体の流れの中で、何かすご

く浮いているように見えてしまうのですけれども、具体的にはどのような形で若者に貢献していくのかなというイメージをお伝え願えればと思います。

以上です。

子育て支援課長：まず2-2の部分については、これは、表記については関係部署がありますので、そこにもう一回確認をしてみたいと思います。二つ目、どのページか、もう一度お願いできますでしょうか。申し訳ございません。

河合委員：恐れ入ります。二つ目は、資料2-4の、2の構成(案)の(1)の視点の中に、行政手続のデジタル化という、全体をぱっと見て一つだけ浮いている雰囲気のものが見えたので、どのような意図かなという点の質問です。

子育て支援課長：大変失礼しました。こちらが、子育て支援計画に記載をしておるところでございますけれども、そちらに記載がありまして、後ほど、確認をして、またご説明いたします。

すみません、59ページでした。大変失礼しました。

先ほど申し上げましたこの基本的な視点につきましては、子育て支援計画、この若者計画が内包されるものですから、この部分については合わせておりまして、お手元にあるこの冊子の59ページ、ここは当然、子育て支援計画の中の言葉でございますけれども、当然この内容も、若者にも当てはまる部分というところがございますので今回記載をさせていただいたところがございます。

河合委員：よろしいでしょうか。公募区民の河合でございます。

私、子育て支援のときにも質問した記憶があるのですが、この4番についての、特に大きな行政手続は、ほとんどお母様向けや保育の部分であって、若者対策としての、若者への計画の中で、どのような行政手続がデジタル化できるのかとか、そういったところを少し掘り下げて、具体的な策がちゃんと中身としてつながるようにご検討いただければと思います。

以上です。

子育て支援課長：ありがとうございます。この部分につきましては、私どもの企画政策部の情報政策課のほうとも協議をして、さらにこういった分野が進むように検討はしてみたいというふうに考えております。ありがとうございます。

遠藤会長：ありがとうございます。大分時間が押しているようでございますので、まだまだご質問、ご意見等、おありかもしれませんが、次のほうに移らせていただきたいと思います。

それでは、三つ目の議題の(仮称)こどもの権利に関する条例の制定についてに移ってまいりたいと思います。資料は、3-1号から資料第5号までです。

今回の会議では、条例の素案を中心に、区の検討案について議論したいと思います。

(仮称)こどもの権利に関する条例の制定について、富沢子ども施策推進

担当課長より、ご説明をお願いいたします。

子ども施策推進担当課長：子ども施策推進担当課長の富沢です。よろしくお願いいたします。

文京区では、令和8年3月に、(仮称)こどもの権利に関する条例を制定するため検討を進めているところでございます。まず、資料第3号のまとまりのものにつきましては、条例の素案につきまして、これまでご指摘のあったところなどを、まとめて修正を加えているところでございます。順番が前後しますが、資料第3-2号のほう、1枚ぺらのものですが、こちらの権利の種類についてを、ご覧いただきたいと思っております。

資料の下のほうに、変更点をまとめております。まず、権利の種類が16ございます。多いので、四つのカテゴリーに分けてグループ化し、サブタイトルを追加したところでございます。権利の①から④については、安心して生きる・過ごすための権利、⑤から⑨については、成長と可能性に関する権利、⑩から⑭に関しては、必要な支援を受け、守られる権利、⑮、⑯については、意見等の表明と仲間づくりに関する権利ということで分けております。

次に、従来案では、今ここにはないのですが、⑥番で、ゆったりと安心できる場所で休めることというのを掲げていたのですが、こちらの議論を以前いただきまして、現行の③の安全・安心に過ごせること、⑤番の遊び、学び休めることと重なる部分がありますので、権利の種類としては③と⑤に含まれるものとして整理しまして、従来案の⑥番は今回削除しているところでございます。

続きまして、⑬番のところ、あらゆる差別についてのところなのですが、あらゆる差別について分かりやすくするために、差別の理由となり得る要素を例示として明記いたしております。人種、国籍、性別、性的指向、性自認、意見、障害、経済的状況等ということで追加しておるところでございます。

また、細かいところですが、④番、⑤番、⑥番、⑯番の文末のところを、何々できるというような形で表現を統一し、整えたところでございます。

続きまして、それ以外の修正点のところ、資料3-1号にお戻りいただきまして、2か所ほどご紹介いたします。3-1号の(仮称)こどもの権利に関する条例(素案)についてをご覧ください。先ほどお話しした部分に加えまして、1ページの3の基本理念の①のところ、差別の禁止のところなのですが、人種、国籍、性別の後ろに、性的指向、性自認を加えました。文京区で、男女平等参画推進条例の中で、性的指向、性自認に起因する差別的な取扱いの禁止を定めているところから、こどもの権利条例においても明示するものでございます。

また、2ページの6の保護者の役割の(1)の2行目のところで、従来、直す前は、第一義的な責任を有するというような表現をしていたのですが、分かりにくい表現でもあろうかなと思ひまして、他自治体の事例も参考にし、第一の責任があるという形に修正し、子どもが読んでも、より分かりや

すくなるように表現を直したところがございます。

資料3号での修正点は以上となります。

続きまして、資料4号のまとまりのところについて、ご説明さしあげます。まず、資料4号は、条例前文案の作成の進捗状況について、ご報告するものがございます。資料4-1号の条例前文のイメージをご覧ください。

条例前文につきましては、様々なやり方があるところがございますが、我が区といたしましては、まずは前半に「こどもからの声」として、こどもの権利の現状とか、社会、大人に望むことなどについて、子どもからの声として幾つか並べまして、条例を制定する背景や理由を示したいと考えております。

また、この部分につきましては、こどもの権利推進リーダー会議、中高生を招いてやっているものですが、こちらの中で検討しているところがございます。前文のイメージの後段のまとめの部分は、区のほうで作成する方針でございます。

資料4-2号をご覧ください。先ほどの条例前文のイメージの、「こどもからの声」の部分を具体的に作成するために、6月4日と6日に開催した第4回目のリーダー会議では、資料中ほどのところ、お題①、お題②と書いてございますが、お題①として「こどもの権利」の現状で、その現状をどうしていきたいか。それからお題②として、そのために、自分たちが取り組むことは何か、大人や社会に望むことは何かについて、参加者みんなで考えを出し合いました、シートにまとめたとところがございます。

シートというのが、私のほう、手元を見ていただきたいのですが、こちら、こういう形で子どもたちに、考えたものをまとめて書いてもらいました。下にシールを貼ってあります。これは、みんなでそれぞれ見比べて、いいねを押す感じでシールを貼ってもらったものがございます。こういったものが、2日間で、8班から全部で24枚シートを作っていたところがございます。

資料のほうは4-2号で、1枚おめくりいただきますと、今お見せいたしました青い紙のシートの中身をWordで打ち直したものでございます。原文をそのまま打ったものでございます。こちらが全部で24個、シートがまとまっておるところでございます。これだけだと、本当にたくさんありますので、資料の第4-3号、Excel表になってございますが、こちらに内容をまとめ直しております。

表のほうをご覧くださいますと、上のところ、表題のところ、横軸で、現状、こどもの権利の現状がどうで、どうしていきたいか。それから、自分たちが取り組むことは何か。大人や社会に望むことは何かに分けて記入しまして、この表で行きますと左から2列目に、カテゴリーキーワードと書いてございますが、こちらの分類になるように入れまして、並び替えたものがございます。

ここで1個、おわびと訂正なのですが、表の欄の上のところ、大人や社会

に望むことの「望む」という漢字が、臨海学校の「臨」になっているのですが、正しくは希望の「望」の望むでございまして、修正をお願いいたします。

それで、カテゴリーで並び替えてみたところ、大きく幾つかにまとまりが見えてきて、子どもの意見を知ってほしいという意味での「周知・理解」、それから「意見表明・対話」、それから「個性」、それから「失敗と挑戦」、それから「相談、保護」、そういったことに中身が整理されたと思っています。

これから行います7月のリーダー会議では、このカテゴリーごとのまとまりについて、子ども事務局、区のほうで一旦それぞれについてまとめたものを、たたき台として作りまして、それを中高生の皆さんに見ていただいて、そのまとめ方でいいのか、ほかに盛り込む内容はあるかなどを次のリーダー会議では議論していただく予定でございまして、7月のリーダー会議まで一度整理しまして、条例前文案として、条例素案に合体させるような方向で検討してございます。

資料4-4号をご覧ください。今、少し今後の動きをご説明しましたが、リーダー会議は4回目までできていまして、今週の金曜日と来週の火曜日に第5回目のリーダー会議を行います。そこで、先ほどの、これから子どもでお示しするたたき台でいいかという検討をしていただきます。

また、先週の7月5日には中学生サミットが開催されまして、各中学校の生徒会から、こどもの権利について検討したこと、考えたことについて、それぞれ発表していただきました。

リーダー会議としては、9月、10月とさらに開催予定がございまして、中学生サミットからの提言等も取り上げまして、条例前文の案の再検討を進めていきたいと考えているところでございます。

それから、資料の4-5は、先ほど4回目のリーダー会議の実施結果を見ていただいたのですが、こちらはその1個前の3回目のリーダー会議の実施結果となっております。ここでは説明は省略するのですが、この会合のときは、最善の利益というものについて理解を深めていただきたいということで、大切にしてもらっていると感じるのはどんなときですかというふうなお話をしました。また、先行自治体の前文を見てもらって、感じたこと、考えたことというのを聞いたところです。このときに、参加者のほうから、これは本当に子どもが書いたんですかといった意見もいただきまして、それならみんなに書いてもらおうということで、6月のときは皆さんに、本当に時間オーバーしながら、必死に頑張っていたいて、シートを作ったというような経緯がございまして。

条例前文の進捗の状況についての報告は以上となりますが、1点補足といえますか、ご説明がございまして、資料第4-2号です。4回目のリーダー会議の実施結果で写真のついているものですが、こちらをご覧ください。こちら、1枚めくっていただいたところに、リーダーの声シートが並んでいるところなのですが、こちらが一番下のシート1-5のところでございます。

こちらの中身が、先生に悩みを相談した際に、翌日広まってしまっていたというところがございます。これ、実は、2回目のリーダー会議においても同趣旨のような発言がございました。発言された方を特定するところまでが、時間がなくてできなかったところがあったのですが、7月のリーダー会議は、その班にいた方は分かっていますので、この発言をしたと思われる方には、どんな状況だったかは聞いてみようかなと思っております。まずはお話をお聞きして、必要な対応について個別に検討していきたいところがございます。

最後に、資料5でございます。こちらは全体のスケジュールを毎回お見せしているところですが、現在は令和7年7月のところまできてございます。5月、6月にはWebアンケートを実施しておりまして、現在集計中でございます。次回の子ども・子育て会議では、概要について報告する予定でございます。また、併せて素案の修正版についても報告しまして、10月、11月のパブリックコメントを経て進んでいくような流れで予定しております。

資料の説明は以上となります。

遠藤会長：ありがとうございます。子ども施策推進担当課長より、(仮称) こどもの権利に関する条例の制定について、ご説明いただきました。

ただいまの内容につきまして、本日ご出席いただきました杉本様、安藤様、磯崎様から、ご意見等を頂戴し、その後、会場にいらっしゃる委員の皆様、オンラインでご出席の委員の皆様にご意見を伺いたく存じます。

それでは、初めに、杉本様、よろしくお願ひいたします。

杉本校長：小学校校長会を代表しまして来ています、本郷小学校校長の杉本と申します。よろしくお願ひします。

このこどもの権利に関する条例について、ずっと昨年度から参加させていただいていますが、本当に順調にできていることについて、とてもうれしく、感謝の思いでいっぱいです。

6月27日に、六者合同研修会というのがありまして、それに参加したときにも、ユニセフの方が来てくれて、こどもの権利条約のほうですけれども、いろいろその研修会を持ちました。そこに参加された方は、地域の人、学校関係者の人、たくさんいましたけれども、その一つ一つの内容を、やはり皆さん、私も含めて、十分理解がなかなかできていない。私は、このこどもの権利条例に関する話合いに出ていましたので、大分アンテナを高くしていたつもりですけれども、それでも意外に足りないところがいっぱいあるということ、今日も職員会議というのが本校の学校でありまして、教員に、こども条例が今年度末にはできそうですということ、それには子どもの意見等の表明と参加、子どもの声を行事に生かせるようにとか、ふだんの学校生活に生かせるようにという、こういう話をしたわけです。なかなか、条例ができたときに、そういうふうに広めていく、私たち管理職はそういう使命があると思っておりますけど、そういう働きが一層なされて、この条例が出来上がり、そうやって現実として実施されていくこと、それがとても大事だというふう

に思っています。

子どもの、この前文について今お話がありましたけれども、子どもの本当に一生懸命考えたものが前文に掲載されるということ、ここのところをまず、実際、出来上がったら教員に紹介して、その趣旨をみんなで酌み取り、分かち合っていくことが、とても学校にとって大切だというふうに思わせられました。

以上です。

遠藤会長：ありがとうございました。

それでは、安藤様、よろしく申し上げます。

安藤弁護士：はい、弁護士の安藤です。

条文ということで、幾つか細かい点は、また個別にメールで差し上げて、ご意見をしようかというふうに思っておりますので、それ以外の点について、少し私からコメントさせていただきます。

まず、前文を今、作成されているというところで、それとの関係で、この条文の、こどもの権利というところの幾つか権利があると思うのですが、それとこの前文との対応関係についても、このこどもリーダー会議でぜひ議論いただければというふうに思います。前文に言っていることが、この条文にしっかり反映されているということが重要だと思うので、その点を少し見ていただければなというふうに思っております。

あとそれから、幾つかそのこどもリーダー会議のコメントを見ていますと、誰に向けての条例なのかだとか、誰が主体なのかというところが分からない、これは恐らくほかの自治体の条例を見てのコメントだと思うのですが、そこは率直に私も思ったところなので、例えば、この条文の、区の役割だとか、区民等の役割といったところで、しっかりとこの主体と、それから誰に向けてというところを、もう少し条文としても修正してもよろしいかと思いました。

あと、14条のところ、虐待、体罰、いじめ等の権利侵害の防止というふうになっているのですが、個人的には、いじめを別項目にしたほうがいいのかというふうにも思っています、虐待、体罰、親や大人から子どもに対する権利侵害ということなのですが、いじめは子ども同士の場合も含むということもあるので、分けた上で、しっかりと、いじめも駄目なのだと、許さないよというメッセージを、条文上でも持ってきたほうがいいのかというふうにも思いました。

私からは以上です。

遠藤会長：具体的な提案をいただきまして、どうもありがとうございました。

それでは、磯崎様、よろしくお願ひいたします。

磯崎弁護士：弁護士の磯崎でございます。私からは、第3回と第4回のこどもの権利推進リーダー会議の実施結果について、主にコメントさせていただきましたと思います。

第3回の会議については、資料第4-5になるのですが、そちらの

参加の皆さんからたくさんの貴重な意見が出されて、まずはよかったなと思っていますところでは。

それらの貴重な意見のうち、特に注目したいと思いましたが二つありまして、一つは7ページの78番で、「～してほしい」というお願いしか書かれていない。「～してほしくない」項目も入れるべき。」という意見です。この意見は、A区の条例前文を読んで感じたこと、考えたことに関する意見として出された意見なのですが、今回、文京区の条例の前文の文章を考えるに当たっても参考にしたい意見の一つのように思いました。

二つ目は、9ページの40番なのですが、「愛されて育つことが大切です」が良いと思った。」という意見です。この意見は、B市の条例前文を読んで感じたこと、考えたことに関する意見ではあるのですが、1ページ以下の「自分が大切にしてもらっている」と感じる時に関する参加者の皆さんから出された具体的な意見を総まとめする位置づけになる意見とも思いましたので、そういう点で参考にしたい意見の一つかなと、キーワード的に参考にしたい意見の一つかなというふうに思いました。

次に、第4回の会議についてコメントいたします。これは資料第4-2なのですが、この第4回目の会議については、参加者の人数が3回目の会議よりも10人ほど減っていたように思えるのですが、各学校の定期テストの時期と重なってしまったのかなというふうに感じました。このときも、それなりに貴重な意見がたくさん出されてよかったとは思っています。

それで、出された意見を今後整理するというお話が、先ほどご説明があったのですが、一つ目の「こどもの権利」がほとんど周知されていない現状を改善してほしいということをも望む声が多かったのですが、改めて必要性を確認したというか、改めて思いました。

あと、二つ目なのですが、子どもの失敗する自由に対して理解を望む意見が結構多かったと思うのですが、先ほど安藤弁護士から、前文と条文のつながりを意識するのが大切だという意見があったように、それとの関連で見ると、資料3-1号の条例の、現在、素案なのですが、4の、こどもの権利の⑦番の、「くり返し挑戦できること。」の中に失敗する自由というものが入っているというふうに考えていたのですが、子どもたちの言っている失敗する自由というのは、この繰り返し挑戦できるという意味の失敗する自由とちょっとニュアンスが違うのかなというふうに思いました。要するに、繰り返し挑戦できることというのは、失敗しても、その後もう一回、再度チャレンジできるのだという意味だと思うのですが、子どもたちが言っている失敗する自由というのは、恐らく失敗から学ぶという意味であって、失敗した後、また同じことを繰り返し挑戦できるという意味とは少し違うのかなというふうに思いましたので、ここの⑦番のところを、何かもう少し子どもの声を生かしたらいいのかなと思いました。

以上です。

遠藤会長：ありがとうございました。

それでは、会場にいらっしゃる委員の皆様から、まずご意見を頂戴できればと思います。ご質問も含めまして、よろしく願いいたします。

よろしく願いいたします。

秋山委員：区民委員の秋山です。最初に、簡単に余談ですけれども、最近PRが結構増えてきたなという印象を持ってしまして、子育てひろばとかでも大きい立て看板を拝見して、そのたびに富沢課長を思い出しております。ありがとうございます。

質問といいますか、できれば専門家の方のご意見も伺いたいなと思うところですが、資料第4－5号にも、子ども、参加された方のご意見もあります。結構、語尾って大事だなと思ってしまして、4のこどもの権利は何々することで、全部終わっていますけど、そういうのがいいのかとか、ほか、特に5の、区の役割以降ですね、何々するものとなりますけれども、そういった表現がふさわしいのか。それとも例えば、努めるものとなりますがいいのか、努めますがいいのか。結構受け取り方とか、子どももそういった意見を結構書かれていたなと思うのですが、ぜひ専門家の方とか、小学校・中学校の先生の皆さんとか、あと、子どもの意見を踏まえて、何か語尾を含めて、いいものにしていただきたいというお願いでございます。

以上です。

遠藤会長：ありがとうございます。何かございますか。

子ども施策推進担当課長：条例としてつくとすると、硬い書き方とか、本来の法制執務というのですが、条例の言いぶりというのがあります。例えば、何々するものとするとか、努めるものとするのニュアンスの違いとか、いろいろあるので、ただ、そこだけでなく、今回の条例は、子どもたちが分かりやすくというところがあるので、そこを悩みながらつくっているところなんです。さらに分かりやすさと、子どもの感覚で読んだときに、違和感のなさも考慮しながら、法規担当と相談して検討していきます。

あと、先ほどの磯崎先生のお話のところでは補足で、日程は、人数の多い学校の試験の日程とか、学校行事の日程は全部聞いて、それから、区立中学も予定表が出ていますので、それを外して設定はしているのですが、どうしてもそれぞれのご予定の中で波はあるのかなというところなんです。確かに、少し減っているのですが、それでも1日程では収まらない40人以上の方が来ていただいているところで、我々としてはうれしい悲鳴である状態は変わっていないという認識です。

あと、失敗のところなのですが、先ほどは8－3番のところは挙がりましたが、実は2－2番も失敗を挙げてまして、「こどもは大人に認めもらえるような行動を心がけるが、私たちは失敗を恐れずに挑戦していきたい。」、「また、自分たちで挑戦、失敗をたくさんしたいので、それを受け入れてほ

しいです。」とあり、子どもたちとも次のリーダー会議で話し合いながらまとめていきたいと思っているところです。

補足も含めまして、以上でございます。

遠藤会長：ありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。

はい、よろしく願いいたします。

瀧田委員：中学校PTA連合会から出席の、第六中学校PTA会長、瀧田です。よろしく願いいたします。

こどもの権利について、いろいろ子どもたちを主役にして、皆様ご検討いただきまして、本当にありがとうございます。

やはり、結構、こういった会があると申し上げさせていただくのは、やはりその啓蒙・啓発の方法ですね、これだけ考えていただいているのに、この間、中学校サミットに出席をさせていただいたのですけれども、中学生みんな知っているのかなと思ったら、意外に、各中学校でアンケートを取った結果、大体半数ぐらいが知っている。ということは、残り半数がまだ知らないという状態だそうです。せっかく検討いただいていますし、まだ策定前ということかもしれないのですけれども、やはり早い段階から、啓蒙・啓発していただくのがいいのかなというふうに感じております。

先ほど、校長会、杉本先生からもお話がありましたけれども、青少年委員会さんの六者研でユニセフの方にご講演いただいたのですけれども、やはり、小さい頃からこどもの権利を学ぶことの重要性というお話をすごくされてきました。この間も中サミでお話をさせていただいたのですけれども、まず、多様性の理解が進みますとか、あとは、自己肯定感が高まるという話もされてきました。これは、結構時間がかかることかもしれないのですけれども、こういったことを子どもの頃から周知して、その子たちが大人になる頃には、恐らく、こどもの権利、もしくは人の権利について、しっかり認識が浸透する世の中になる。となると、先ほど井利先生がお話しされていた、多分、自己肯定感が高まるのであれば、もしかしたらひきこもりとかが減る可能性もあるのかなとすごく思うので、やはり、まず、策定される前までいろいろ啓蒙・啓発していただくこともあるかもしれないのですけれども、将来にわたって、未来永劫というか、そういった啓発を繰り返していただけたらいいのかなと思いました。よろしく願いいたします。

以上です。

遠藤会長：ありがとうございます。貴重なご要望ということで、ぜひ実現に向けて、受け止めていただければと思います。

それでは、ほかにございませんでしょうか。

じゃあ、よろしく願いいたします。

佐々木（万）委員：文京区認可保育園父母の会連絡会の佐々木と申します。こちら、やはり、ここでこんなに真剣に話されているのにもかかわらず、知られていない結果というのは何なのだろうなと思って、また、先ほど校長先生のほうから、学校でこういうふうに取り入れていこうといったご意見を伺っ

て、そこで初めて、ああ、そういうふうに現実化されていくんだというのが、子どもの、小さい子を持つ親の立場から言うと、もう権利は権利と、言葉は知っていても、具体的にどう現実にしていくんだというところが実態と結びつかなくて、その結果、自分たちが知っているこどもの権利って、子どもに暴力を振るわない、がみがみ叱らないくらいでとどまってしまっている。子どもたちの失敗を受け入れるとか、そういったものって、何が何なのだろう、どこまでができるのだろうという具体的なことを親が知らないから、子どもたちにもできなくて、結果、こどもたちの権利が守られていないところもあるのかなと思うので、学校で校長先生がそうやって考えてくださっているように、親も、具体的に何ができるのだろうというのを知るといえるか、考えるといえるか、もしくは教えていただくのも必要なのかもしれないんですけど、そういった取組があれば、より広まるのかなと思いました。

以上です。

遠藤会長：ありがとうございます。

瀧田委員：よろしいですか。

遠藤会長：はい、じゃあ、まず。

瀧田委員：先ほどの。今のお話で、僕もすごくそれを思っていて、中学校のPTA連合会でも、いわゆる、啓蒙活動はどうなっていますかという話をしたときに、出前講座とかがありますという話があったのですね。ただ、出前講座でそういうことやっていること自体も知らないですし、どちらかという、やっぱり保護者会でお話をしてほしいとか、そういった、全員が聞く機会がある場面をお願いしますというお話をしました。なので、できれば小学校さんとかも、幼稚園、保育園さんもそうかもしれないですけども、多分そういったお願いをしていただいたほうがいいんじゃないかなと思っています。

佐々木（万）委員：よろしいですか。おっしゃるとおりで、イベント化してしまうと、参加したい親だけとなると大概集まらないので、もう半強制的じゃないですけど、集まる場所というのとは大事だなと思います。

遠藤会長：ありがとうございます。井利様、よろしく申し上げます。

井利様：ありがとうございます。私は、西東京市で子どもの権利擁護委員もやっております、子どもの相談をたくさん受けていて、西東京市で子ども条例をつくっていて、それにずっと最初から関わっているということもあります、少しだけ発言させていただければと思うのですが、先ほどおっしゃってくださったように、子どもたちの姿を見ている、やっぱりひきこもりの方たちを見ている、何か自分の気持ちを言えない、言っただけいけないとか、ネガティブな感情は出しちゃいけないとか、周りに合わせていかなきゃいけないという方たちが非常に多くて、不登校になって、なんでそのとき不登校になったのか分からないけれども、何か自分を殺して、演技してやってかなきゃいけないから、こんなことを、なんで行けなくなったか分からないけど、今振り返ると、このまま学校に行っていたら自分が自分になっちゃったとか、自分を見失っちゃったような気がして、多分、行けなく

なったのだろうというふうなことをおっしゃるのですね。

そこで、そのこどもの権利といったことをもうちょっと日常生活に落としていくにはどうしたらいいのかなということをもっとよく思って、ただ権利、権利と言っているだけでもよく分からないし、じゃあ本当に日常生活でこどもの権利が守られるってどういうことなのかなというふうに思ったら、やっぱりその子どもたちのネガティブな感情でも何でも、大人がゆとりを持って聞くということが、ひとつあるかなというふうに思っていて、やっぱりこれは、子どもに教えることと同時に、やっぱり大人に対して言ってかなきゃいけないことはたくさんあるし、それから、子どもの意見表明といったものが大事ですし、子ども会議でやったときにも、大人が幸せになってほしいと、たしかこの間どなたか発言なさっていたと思うのですが、大人が幸せになってほしいというふうに子どもが言っている。大人にゆとりができないと、子どもが幸せになれないし、やっぱり自分たちはすごく我慢してしまう。言いたいことを言わないし、ネガティブな感情とかそういったものも出せなくて、全部それを押し殺して生きてきてしまうということがあるのかなというふうに思いました。

あと、西東京市では、授業をやっているんですね。小学校6年生全校に擁護委員が出かけて行って、いじめの授業といったことをやっていて、出前出張と、まだまだ私たちもやりながら、なかなか本当にみんなに周知できないというか、みんながそうだねというふうに日常生活に落としていくにはどうしたらいいかねというのは、もうずっとずっと議論しているところで、悩みどころではあるのですけれども、そういった問題の中で、やっぱり少しずつ授業をやっていくとか、自分たちがアウトリーチしていくとか、そういった、擁護委員とか子ども相談室とか、そういったものが文京区でもできると本当に、先ほどおっしゃってくださったように、ひきこもりの方というのが結果的には減っていく、若者たちがもうちょっと生きやすくなるというふうには思いました。

以上です。ありがとうございます。

遠藤会長：どうもありがとうございます。

それでは、オンラインでご参加の委員の皆様の方で、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

本日も非常に貴重なご意見をいただいたかと思えます。しっかりと時間をかけて、じっくりと子ども自身の声を拾って、すくって、こういうものをつくりつけていくということ、作業、プロセスを開示していただいて、非常によいものができるのではないかなというふうに期待しているところでございます。

そして、また、今後やっぱり周知ということに関しては、非常にやはり高いハードルがあるのかもしれないのですが、やっぱりそこをしっかりとっていくということに関しても、長期的にこれから検討を進めていただければというふうに願うところでございます。

恐らく、まだまだもしかしたらご意見はおありかと思いますが、時間の関係で、もし何かございましたら、メール等でご意見をお寄せいただければというふうに願うところでございます。

それでは、報告事項2件につきましては、先ほど、議題(1)「子ども・子育て支援事業計画における人口推計及び幼児期の教育・保育のニーズ量の再算定結果について」にて既にご報告いただきましたので、本日の議題といたしましては、予定しているものについて、全て終了いたしました。

それでは、最後に、今後の日程につきまして、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

子育て支援課長：本日も活発なご議論ありがとうございました。

次回の第3回の会議の日程は、本日席上に配付をしております開催通知のとおり、8月7日木曜日18時半から、この会場で開催を予定しております。本日、オンラインでご出席の委員の皆様には開催通知を郵送でお送りいたしますので、ご確認くださいませようお願いいたします。

また、その次の第4回の会議の日程でございますが、今、口頭で申し上げます。10月17日金曜日18時半から開催を予定しております。

こちら、改めて皆様へ開催通知をお送りいたしますので、よろしくお願いいたします。

それから、冒頭、私、こちらの子育てガイド2025を、閲覧用ということでお持ち帰りできないという話をしましたが、お持ち帰りいただけますので、文京区の子育てに関する取組が網羅的に掲載されているガイドですので、ぜひお持ち帰りいただいて、ご一読をいただければと思います。

私からは以上でございます。

遠藤会長：どうもありがとうございました。

特にほかになければ、本日の議事はこれで終了とさせていただきますと思います。

長時間にわたりまして、活発なご議論いただきまして、誠にありがとうございました。

これをもちまして、閉じさせていただきます。ありがとうございました。

以上